

内閣官房観光戦略実行推進室 標準文書保存期間基準

令和元年11月11日改訂

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期間 満了 時の 措置		
法令の制定又は改廃及びその経緯											
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯											
1	閣議の決定又は了解及びその経緯	①質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録	質問主意書	(○年度・第△回国会) 質問主意書	30年	2 (1)①5 (3)	移管		
			②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書							・答弁案 ・案件表 ・配付資料	
		③答弁が記録された文書	・答弁書								
	②基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び①に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	閣議の決定又は了解及びその経緯	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件	(○年度) △△基本計画		2 (1)①5 (4)			
②立案の検討に関する審議会等文書		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言									
③立案の検討に関する調査研究文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ									
④行政機関協議文書		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答									
⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書		・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料									
⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書		・官報の写し									
2	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	××会議	(○年度) 第△回××会議	10年	2 (1)①6	移管	
			②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書								・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書								・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
			④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書								・配付資料 ・議事概要・議事録
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書								・決定・了解文書
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯											
3	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示		(○年度) △△につ	10年	2 (1)①8	移管		
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書							・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
			③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書							・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
				複数の行政機関による申合せ及びその経緯	××申合せ						

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期間 満了 時の 措置
		④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料	あるべきこととしての経緯	あるべきこととしての経緯	いて			
		⑤申合せの内容が記録された文書	・申合せ						
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
4	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	行政文書開示請求	(○年度) 行政文書開示請求	5年 (処分の効力が消滅する日を基準) 3年 1年未満	2 (1) ①11 (1)	廃棄
		(2)補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	-	-	5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2 (1) ①11 (4)	移管 廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ③裁決書	・審査請求書の写し ・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ・裁決書	-	-	10年 (処分の効力が消滅する日を基準)	2 (1) ①11 (5)	廃棄 (但し以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	-	-	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1) ①11 (6)	廃棄 (但し以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
5	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	行政文書開示請求	(○年度) 行政文書開示請求	5年 (処分の効力が消滅する日を基準) 3年 1年未満	2 (1) ①12 (2)	廃棄
		(2)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	-	-	5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2 (1) ①12 (4)	移管 廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	・審査請求書の写し ・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し	-	-	10年 (処分の効力が消滅する日を基準)	2 (1) ①12 (5)	廃棄 (但し以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)

事 項		業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類	保存 期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存期間 満了 時の 措置
			③判決書	・判決書						
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し		-	-	10年 (訴訟が 終結する 日を基準)	2 (1) ①12(6)	廃棄 (但し以下については移 管 ・法令の解釈やその他の 政策立案等に大きな影響 を与えた事件に関するもの の)
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し						
			③判決書又は和解調書	・判決書の写し ・和解調書の写し						
その他の事項										
6	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示その他の規則（告示に準ずるものに限る。）の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	-	-	10年	2 (1) ①14(1)	廃棄
			②立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
			③意見公募手続文書	・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
			④制定又は改廃のための決裁文書	・告示案、規則案						
			⑤官報公示に関する文書	・官報の写し						
		(2)訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	新たな分室の設置		(○年度) △△室設置	10年	2 (1) ①14(2)	廃棄 (但し以下については移 管 ・重要な訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃のための決裁文書)
			②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案						
			③官報公示に関する文書	・官報の写し						
7	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議会等（1の項から17の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議文書	(○年度・第△回国会) 国会審議文書	10年	2 (1) ①21(1)	廃棄 (但し以下については移 管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答)
		(2)審議会等（1の項から17の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
8	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①取得した文書の管理を行うための帳簿等	・文書受付簿 ・管理規則第11条第4項に規定する事項を記録した文書	文書の管理等に関する事項	標準文書保存期間基準等	(○年度) 標準文書保存期間基準	5年	2(1)①22	廃棄
			②決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁文書処理簿		-	-	30年		
			③行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書	・行政文書点検・監査関係文書 ・保有個人情報点検・監査関係文書		-	-	3年		
			④文書管理者等の指名に関する文書	・文書管理者等の指名		-	-			
9	国会の委員会からの資料要求等に関する事項	資料要求等に関する経緯（1の項から19の項までに掲げるものを除く。）	①国会の委員会からの資料要求等に関する文書	・提出資料	国会の委員会からの資料要求等に関する事項	国会の委員会からの資料要求等に関する文書	(○年度・第△回国会) 委員会資料要求	3年	2(1)①23	廃棄
			②政党等からの資料要求等に関する文書	・提出資料		政党等からの資料要求等に関する文書	(○年度・第△回国会) 政党等資料要求	1年		

